

令和 3 年 6 月
大 東 市 議 会
定 例 月 議 会 議 案
条 例 新 旧 対 照 表

も く じ

・ 議案第 39 号	大東市職員等のサービスの宣誓に関する条例-----	2
	大東市固定資産評価審査委員会条例-----	4
・ 議案第 40 号	大東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準 を定める条例-----	10
・ 議案第 41 号	大東市施設等利用費の支給に係る認可外保育施設の人 員、設備及び運営に関する基準を定める条例-----	14
・ 議案第 42 号	大東市国民健康保険条例-----	16
・ 議案第 43 号	大東市基金条例-----	18
・ 議案第 44 号	大東市道に係る移動等円滑化のために必要な道路の構 造に関する基準を定める条例-----	20

議案第39号

大東市職員等のサービスの宣誓に関する条例

大東市固定資産評価審査委員会条例

新

(大東市職員等のサービスの宣誓に関する条例)

(この条例の目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第31条及びこれを準用する法律の規定に基づき公平委員会の委員及び職員（以下「職員等」という。）のサービスの宣誓に関し、必要な事項を規定することを目的とする。

(サービスの宣誓)

第2条 新たに職員等となった者は、任命権者に対し別記様式による宣誓書を提出してからでなければ、その職務を行ってはならない。

第3条 (略)

(権限の委任)

第4条 この条例に定めるものを除くほか、職員等のサービスの宣誓に関し必要な事項は、任命権者が定める。

主要改正点

- ・ 押印に係る規定等の整備に伴い、条文中の文言を整理したこと。

新旧対照表

旧

(この条例の目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第31条及びこれを準用する法律の規定に基づき公平委員会の委員（以下「委員」という。）又は、職員のサービスの宣誓に関し、必要な事項を規定することを目的とする。

(サービスの宣誓)

第2条 新たに職員となつた者は、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員に対し別記様式による宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行ってはならない。

第3条 (略)

(権限の委任)

第4条 この条例に定めるものを除くほか、職員のサービスの宣誓に関し必要な事項は、任命権者が定める。

新

別記様式（第2条関係）

宣 誓 書

私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。

私は、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的かつ、能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

職 名

氏 名

（大東市固定資産評価審査委員会条例）

（目的）

第1条 この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第436条の規定に基づき、固定資産評価審査委員会（以下「委員会」という。）の審査の手続、記録の保存その他審査に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（委員長）

第2条 （略）

2 （略）

3 委員長は、この条例及び委員会の規程の定めるところによってその職務を行う。

4 ～ 5 （略）

第3条 （略）

旧

別記様式（第2条関係）

宣 誓 書

私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。

私は、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的かつ、能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

職 名

氏 名

印

（目的）

第1条 この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第436条の規定に基づき、固定資産評価審査委員会（以下「委員会」という。）の審査手続、記録の保存、その他審査に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（委員長）

第2条 （略）

2 （略）

3 委員長は、この条例及び大東市固定資産評価審査委員会規程の定めるところによってその職務を行う。

4 ～ 5 （略）

第3条 （略）

新

(審査の申出)

第4条 (略)

2 ～ 3 (略)

4 審査申出人は、審査申出書（添付書類を含む。）の提出後、その記載事項に変更を生じた場合においては、直ちに当該変更に係る事項を書面で委員会に届け出なければならない。

5 (略)

第5条 ～ 第6条 (略)

(審査申出人の口頭による意見陳述)

第7条 (略)

2 (略)

3 前項の調書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) ～ (2) (略)

(3) 意見を聴いた委員及び調書を作成した書記の氏名

(4) (略)

(口頭審理)

第8条 (略)

2 ～ 4 (略)

5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) ～ (3) (略)

6 ～ 7 (略)

8 前項の調書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

旧

(審査の申出)

第4条 (略)

2 ～ 3 (略)

4 審査申出書には、審査申出人（審査申出人が法人その他の社団又は財団であるときは、代表者又は管理人、総代を互選したときは総代、代理人によって審査の申出をするときは代理人）が押印しなければならない。

5 審査申し出人は、審査申出書（添付書類を含む。）の提出後、その記載事項に変更を生じた場合においては、直ちに当該変更に係る事項を書面で委員会に届け出なければならない。

6 (略)

第5条 ～ 第6条 (略)

(審査申出人の口頭による意見陳述)

第7条 (略)

2 (略)

3 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。

(1) ～ (2) (略)

(3) (略)

(口頭審理)

第8条 (略)

2 ～ 4 (略)

5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない。

(1) ～ (3) (略)

6 ～ 7 (略)

8 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、審理を行った委員及び調書を作成した書

新

(1) ～ (4) (略)

(5) 審理を行った委員及び調書を作成した書記の氏名

(6) (略)

(実地調査)

第9条 (略)

2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) ～ (3) (略)

(4) 調査を行った委員及び調書を作成した書記の氏名

(5) (略)

(議事についての調書)

第10条 (略)

2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) ～ (3) (略)

(4) 議事に関与した委員及び調書を作成した書記の氏名

(5) (略)

第11条 ～ 第13条 (略)

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、審査の手續、記録の保存その他審査に関し必要な事項は、委員会の規程で定める。

旧

記がこれに署名押印しなければならない。

(1) ～ (4) (略)

(5) (略)

(実地調査)

第9条 (略)

2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、調査を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。

(1) ～ (3) (略)

(4) (略)

(議事についての調書)

第10条 (略)

2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、議事に関与した委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。

(1) ～ (3) (略)

(4) (略)

第11条 ～ 第13条 (略)

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、審査の手續、記録の保存、その他審査に関し必要な事項は、大東市固定資産評価審査委員会規程で定める。

議案第40号

大東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

新
目次
第1章 ～ 第5章 (略)
<u>第6章 雑則 (第50条)</u>
附則
第1条 ～ 第6条 (略)
(保育所等との連携)
第7条 家庭的保育事業者等 (居宅訪問型保育事業を行う者 (以下「居宅訪問型保育事業者」という。)) を除く。以下この条、次条第1項、第15条第1項及び第2項、第16条第1項及び第5項、第17条並びに第18条第1項から第3項までにおいて同じ。) は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育 (教育基本法 (平成18年法律第120号) 第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。 <u>以下この条において同じ。</u>) 又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園 (以下「連携施設」という。) を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市長が認める地域において家庭的保育事業等 (居宅訪問型保育事業を除く。) を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。
(1) ～ (2) (略)
(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児 (事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第43条第1項に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び <u>第4項第1号</u> において同じ。) を、当該保育の提供の終了に際して、

主要改正点

- ・家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、条文中の文言を整理したと。

新旧対照表

旧
目次
第1章 ～ 第5章 (略)
附則
第1条 ～ 第6条 (略)
(保育所等との連携)
第7条 家庭的保育事業者等 (居宅訪問型保育事業を行う者 (以下「居宅訪問型保育事業者」という。)) を除く。以下この条、次条第1項、第15条第1項及び第2項、第16条第1項及び第5項、第17条並びに第18条第1項から第3項までにおいて同じ。) は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育 (教育基本法 (平成18年法律第120号) 第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。 <u>第3号</u> において同じ。) 又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園 (以下「連携施設」という。) を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市長が認める地域において家庭的保育事業等 (居宅訪問型保育事業を除く。) を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。
(1) ～ (2) (略)
(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児 (事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第43条第1項に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号において同じ。) を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児

新

当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設における教育又は保育を提供すること。

2 ～ 6 (略)

第8条 ～ 第49条 (略)

第6章 雑則

(電磁的記録)

第50条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

旧

に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設における教育又は保育を提供すること。

2 ～ 6 (略)

第8条 ～ 第49条 (略)

議案第41号

大東市施設等利用費の支給に係る認可外保育施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

新

第1条 ～ 第2条 (略)

(6人以上認可外保育施設に係る基準)

第3条 (略)

2 前項第1号及び第2号に掲げる基準にかかわらず、1日に保育する小学校就学前子どもの数が19人以下の6人以上認可外保育施設における複数の満1歳未満の小学校就学前子どもを保育する時間帯以外の時間帯(安全面の配慮が行われた必要最小限の時間帯に限る。)についての必要な保育に従事する者の数は、1人以上とすることができる。

3 ～ 7 (略)

第4条 ～ 第6条 (略)

主要改正点

・子ども・子育て支援法施行規則の改正に伴い、条文中の文言を整理したこと。

新旧対照表

旧

第1条 ～ 第2条 (略)

(6人以上認可外保育施設に係る基準)

第3条 (略)

2 前項第1号及び第2号に掲げる基準にかかわらず、1日に保育する小学校就学前子どもの数が19人以下の6人以上認可外保育施設における複数の満1歳未満の小学校就学前子どもを保育する時間帯並びに夜間及び午睡の時間帯以外の時間帯(安全面の配慮が行われた必要最小限の時間帯に限る。)についての必要な保育に従事する者の数は、1人以上とすることができる。

3 ～ 7 (略)

第4条 ～ 第6条 (略)

議案第42号

大東市国民健康保険条例 新旧対照表

新
本則 (略)
附 則
第1条 (略)
(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)
第2条 給与等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与等を行い、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。次条において同じ。)に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。
2 ～ 3 (略)
第3条 (略)

主要改正点

- ・ 新型インフルエンザ等対策特別措置法が改正されたことに伴い、条文中の文言を整理したこと。

旧
本則 (略)
附 則
第1条 (略)
(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)
第2条 給与等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与等を行い、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症(次条において「新型コロナウイルス感染症」という。)に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。
2 ～ 3 (略)
第3条 (略)

議案第43号

大東市基金条例 新旧対照表

新	
第1条 (略)	
(設置)	
第2条 (略)	
基金の名称	設置の目的
大東市新型コロナウイルス感染症対策基金	(略)
<u>大東市国民健康保険財政調整基金</u>	<u>国民健康保険事業における財政の健全な運営に資するため資金を積み立てること。</u>
2 ～ 3 (略)	
第3条 ～ 第8条 (略)	

主要改正点

- ・大東市国民健康保険財政調整基金を設置したこと。

旧	
第1条 (略)	
(設置)	
第2条 (略)	
基金の名称	設置の目的
大東市新型コロナウイルス感染症対策基金	(略)
2 ～ 3 (略)	
第3条 ～ 第8条 (略)	

議案第44号

大東市道に係る移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例

新
目次
第1章 (略)
第2章 <u>歩道等及び自転車歩行者専用道路等の構造</u> (第3条—第10条)
第3章 <u>立体横断施設の構造</u> (第11条—第16条)
第4章 <u>乗合自動車停留所の構造</u> (第17条・第18条)
第5章 <u>自動車駐車場の構造</u> (第19条—第29条)
第6章 (略)
附則
第1条 (略)
(用語の定義)
第2条 この条例における用語の意義は、法、道路交通法(昭和35年法律第105号)、道路構造令(昭和45年政令第320号)及び <u>移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令</u> (平成18年国土交通省令第116号)において使用する用語の例による。
第2章 <u>歩道等及び自転車歩行者専用道路等の構造</u>
(歩道)
第3条 道路(自転車歩行者道を設ける道路、 <u>自転車歩行者専用道路及び歩行者専用道路</u> を除く。)には、歩道を設けるものとする。
(有効幅員)
第4条 (略)
2 (略)

主要改正点

- ・移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令の改正に伴い、条文中の文言を整理したこと。

新旧対照表

旧
目次
第1章 (略)
第2章 <u>歩道等</u> (第3条—第10条)
第3章 <u>立体横断施設</u> (第11条—第16条)
第4章 <u>乗合自動車停留所</u> (第17条・第18条)
第5章 <u>自動車駐車場</u> (第19条—第29条)
第6章 (略)
附則
第1条 (略)
(用語の定義)
第2条 この条例における用語の意義は、法、道路交通法(昭和35年法律第105号)、道路構造令(昭和45年政令第320号)及び <u>移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令</u> (平成18年国土交通省令第116号)において使用する用語の例による。
第2章 <u>歩道等</u>
(歩道)
第3条 道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)には、歩道を設けるものとする。
(有効幅員)
第4条 (略)
2 (略)

新

3 自転車歩行者専用道路の有効幅員は、道路構造条例第42条第1項に規定する幅員の値以上とするものとする。

4 歩行者専用道路の有効幅員は、道路構造条例第43条第1項に規定する幅員の値以上とするものとする。

5 歩道若しくは自転車歩行者道（以下「歩道等」という。）又は自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路（以下「自転車歩行者専用道路等」という。）の有効幅員は、当該歩道等又は自転車歩行者専用道路等の高齢者、障害者等の交通の状況を考慮して定めるものとする。

（舗装）

第5条 歩道等又は自転車歩行者専用道路等の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の状況によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 歩道等又は自転車歩行者専用道路等の舗装は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとするものとする。

（勾配）

第6条 歩道等又は自転車歩行者専用道路等の縦断勾配は、5パーセント以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる。

2 歩道等（車両乗入れ部を除く。）又は自転車歩行者専用道路等の横断勾配は、1パーセント以下とするものとする。ただし、前条第1項ただし書に規定する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2パーセント以下とすることができる。

第7条 ～ 第8条 （略）

（横断歩道に接続する歩道等の部分）

第9条 （略）

2 前項の段差に接続する歩道等の部分は、車椅子を使用している者（以下「車椅子使用者」という。）が円滑に転回できる構造とするものとする。

旧

3 歩道又は自転車歩行者道（以下「歩道等」という。）の有効幅員は、当該歩道等の高齢者、障害者等の交通の状況を考慮して定めるものとする。

（舗装）

第5条 歩道等の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の状況によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 歩道等の舗装は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとするものとする。

（勾配）

第6条 歩道等の縦断勾配は、5パーセント以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる。

2 歩道等（車両乗入れ部を除く。）の横断勾配は、1パーセント以下とするものとする。ただし、前条第1項ただし書に規定する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2パーセント以下とすることができる。

第7条 ～ 第8条 （略）

（横断歩道に接続する歩道等の部分）

第9条 （略）

2 前項の段差に接続する歩道等の部分は、車いすを使用している者（以下「車いす使用者」という。）が円滑に転回できる構造とするものとする。

新

第10条 (略)

第3章 立体横断施設の構造

第11条 (略)

(エレベーター)

第12条 (略)

- (1) 籠の内法幅は1.5メートル以上とし、内法奥行きは1.5メートル以上とすること。
- (2) 前号の規定にかかわらず、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉する籠の出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。）にあつては、内法幅は1.4メートル以上とし、内法奥行きは1.35メートル以上とすること。
- (3) 籠及び昇降路の出入口の有効幅は、第1号の規定による基準に適合するエレベーターにあつては90センチメートル以上とし、前号の規定による基準に適合するエレベーターにあつては80センチメートル以上とすること。
- (4) 籠内に、車椅子使用者が乗降する際に籠及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、第2号の規定による基準に適合するエレベーターにあつては、この限りでない。
- (5) 籠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていること又は籠外及び籠内に画像を表示する設備が設置されていることにより、籠外にいる者と籠内にいる者が互いに視覚的に確認できる構造とすること。
- (6) 籠内に手すりを設けること。
- (7) 籠及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を設けること。
- (8) 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する設備を設けること。
- (9) 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる設備を設けること。
- (10) 籠内及び乗降口には、車椅子使用者が円滑に操作できる位置に操作盤を設けるこ

旧

第10条 (略)

第3章 立体横断施設

第11条 (略)

(エレベーター)

第12条 (略)

- (1) かごの内法幅は1.5メートル以上とし、内法奥行きは1.5メートル以上とすること。
- (2) 前号の規定にかかわらず、かごの出入口が複数あるエレベーターであつて、車いす使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉するかごの出入口を音声により知らせる装置が設けられているものに限る。）にあつては、内法幅は1.4メートル以上とし、内法奥行きは1.35メートル以上とすること。
- (3) かご及び昇降路の出入口の有効幅は、第1号の規定による基準に適合するエレベーターにあつては90センチメートル以上とし、前号の規定による基準に適合するエレベーターにあつては80センチメートル以上とすること。
- (4) かご内に、車いす使用者が乗降する際にかご及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、第2号の規定による基準に適合するエレベーターにあつては、この限りでない。
- (5) かご及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていることにより、かご外からかご内が視覚的に確認できる構造とすること。
- (6) かご内に手すりを設けること。
- (7) かご及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を設けること。
- (8) かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。
- (9) かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。
- (10) かご内及び乗降口には、車いす使用者が円滑に操作できる位置に操作盤を設けるこ

新

と。

(11) 籠内に設ける操作盤及び乗降口に設ける操作盤のうち視覚障害者が利用する操作盤は、点字をはり付けること等により視覚障害者が容易に操作できる構造とすること。

(12) (略)

(13) 停止する階が3以上であるエレベーターの乗降口には、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる設備を設けること。ただし、籠内に籠及び昇降路の出入口の戸が開いた時に籠の昇降方向を音声により知らせる設備が設けられている場合においては、この限りでない。

(傾斜路)

第13条 移動等円滑化された立体横断施設に設ける傾斜路（その踊場を含む。以下この条において同じ。）は、次に定める構造とするものとする。

第14条 ～ 第16条 (略)

第4章 乗合自動車停留所の構造

第17条 ～ 第18条 (略)

第5章 自動車駐車場の構造

第19条 ～ 第20条 (略)

(出入口)

第21条 (略)

(1) (略)

(2) 戸を設ける場合は、当該戸は、有効幅を1.2メートル以上とする当該自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口のうち、1以上の出入口にあつては自動的に開閉する構造とし、その他の出入口にあつては車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。

(3) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。

(通路)

第22条 (略)

旧

と。

(11) かご内に設ける操作盤及び乗降口に設ける操作盤のうち視覚障害者が利用する操作盤は、点字をはり付けること等により視覚障害者が容易に操作できる構造とすること。

(12) (略)

(13) 停止する階が3以上であるエレベーターの乗降口には、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、かご内にかご及び昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合においては、この限りでない。

(傾斜路)

第13条 移動等円滑化された立体横断施設に設ける傾斜路（その踊場を含む。以下同じ。）は、次に定める構造とするものとする。

第14条 ～ 第16条 (略)

第4章 乗合自動車停留所

第17条 ～ 第18条 (略)

第5章 自動車駐車場

第19条 ～ 第20条 (略)

(出入口)

第21条 (略)

(1) (略)

(2) 戸を設ける場合は、当該戸は、有効幅を1.2メートル以上とする当該自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口のうち、1以上の出入口にあつては自動的に開閉する構造とし、その他の出入口にあつては車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。

(3) 車いす使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。

(通路)

第22条 (略)

新

(1) (略)

(2) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。

(3) (略)

第23条 ～ 第27条 (略)

第28条 (略)

(1) ～ (2) (略)

(3) 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。

(4) ～ (5) (略)

(6) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを確保すること。

2 (略)

(1) 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

(2) ～ (4) (略)

3 (略)

第29条 ～ 第30条 (略)

(視覚障害者誘導用ブロック)

第31条 歩道等、自転車歩行者専用道路等、立体横断施設の通路、乗合自動車停留所及び自動車駐車場の通路には、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。

2 ～ 3 (略)

(休憩施設)

第32条 歩道等又は自転車歩行者専用道路等には、適当な間隔でベンチ及びその上屋を設けるものとする。ただし、これらの機能を代替するための施設が既に存する場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

(照明施設)

第33条 歩道等、自転車歩行者専用道路等及び立体横断施設には、照明施設を連続して設けるものとする。ただし、夜間における当該歩道等、自転車歩行者専用道路等及び立体

旧

(1) (略)

(2) 車いす使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。

(3) (略)

第23条 ～ 第27条 (略)

第28条 (略)

(1) ～ (2) (略)

(3) 出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。

(4) ～ (5) (略)

(6) 車いす使用者の円滑な利用に適した広さを確保すること。

2 (略)

(1) 出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

(2) ～ (4) (略)

3 (略)

第29条 ～ 第30条 (略)

(視覚障害者誘導用ブロック)

第31条 歩道等、立体横断施設の通路、乗合自動車停留所の乗降場及び自動車駐車場の通路には、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。

2 ～ 3 (略)

(休憩施設)

第32条 歩道等には、適当な間隔でベンチ及びその上屋を設けるものとする。ただし、これらの機能を代替するための施設が既に存する場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

(照明施設)

第33条 歩道等及び立体横断施設には、照明施設を連続して設けるものとする。ただし、夜間における当該歩道等及び立体横断施設の路面の照度が十分に確保される場合におい

新

横断施設の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。

2 (略)

旧

ては、この限りでない。

2 (略)

印刷物番号

3 - 2 2
